

令和7年2月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和6年（行コ）第249号 怠る事実の違法確認請求控訴事件（原審・東京地方
裁判所令和5年（行ウ）第385号）

口頭弁論終結の日 令和7年1月20日

5

判 決

東京都 [REDACTED]

控 訴 人

同代表者代表取締役

同訴訟 [REDACTED]

10

同

同

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

被 控 訴 人

東 京 都 知 事

15

同 指 定 代 理 人

同

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

20

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 本件を東京地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要（以下、略語は、特に定めない限り、原判決の表記に従う。）

25

- 1 本件は、東京都内に本店を置く株式会社であり、東京都から委託された業務を完了した控訴人が、被控訴人が控訴人に対して、(a)適法な代金の支払請

求を受けたにもかかわらず適切な支払処理を怠ったこと、(b)政府契約の支払遅延防止等に関する法律（以下「支払遅延防止法」という。）6条2項所定の請求を拒否する旨の通知を怠ったこと、(c)必要な遅延利息の支払を怠ったことは、いずれも地方自治法242条1項に定める「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当するとして、被控訴人に対し、同法242条の2第1項3号に基づき、上記(a)～(c)の各事実（本件各怠る事実）が違法であることの確認を求める事案である。

原審は、本件各怠る事実が地方自治法242条1項に定める「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に該当する余地はなく、本件訴えはいずれも不適法であるとして却下した。

これに対し、控訴人は、原審を不服として控訴した。

2 関係法令の定め及び前提事実

原判決の「第2 事案の概要」の1及び2記載のとおりであるから、これを引用する。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

原判決の「第2 事案の概要」の3記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、4頁20行目の「東京都の財産である」を「公金である」に改める。なお、当審における控訴人の補充主張の要旨は、後記第3の2に記載したとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審と同じく、本件各怠る事実は、地方自治法242条の2第1項3号所定の「怠る事実」の違法確認の訴えの対象となり得ず、本件訴えは不適法として却下すべきものと判断する。その理由は、原判決の「第3 当裁判所の判断」の1記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、6頁18行目の「東京都の財産である」を「公金である」に改める。

2 当審における控訴人の補充主張について

(1) 控訴人は、「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」のみが「怠る事実」はであると解釈する法的根拠はなく、地方自治法242条1項の「違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」との文節におけるOR結合の態様から論理的に解釈すれば、違法であれば「怠る事実」であるとの解釈が成立する旨主張する。

しかし、住民監査請求の趣旨に照らせば、上記の文節は、違法な不作為一般を広く同請求の対象とするものではなく、同請求の対象は「違法又は不当に」「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」に限定されていると解すべきことは明らかであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。

(2) 控訴人は、地方自治法237条1項において「財産」の一つとされている「基金」につき、同法241条7項が「基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。」と定めていることからすると、同法242条1項の「財産の管理」には、歳計現金の「収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管」も含まれると解すべきである旨主張する。

しかし、同法237条1項が定める「財産」を構成する「公有財産」「物品」「債権」及び「基金」は、そのそれぞれにつき、その範囲や定義に関する規定（同法238条から241条まで）が置かれており、本件で問題とされている「現金」は同法241条1項が定める「基金」に該当しないことからすると、本件において同法241条7項を援用することは適切ではない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、地方自治法237条1項、238条1項、239条1項、240条1項、241条1項は、いずれも、現金を積極的に「財産」から除外する趣旨の規定ではないから、本件で問題とされている「現金」も、上記各号

に列挙された「公有財産」に含まれるかこれに準じるものと解すべきである旨主張する。

しかし、同法239条1項は、1号において「現金（現金に代えて納付される証券を含む。）」を「物品」の範囲から明示的に除外していることからすると、本件で問題とされている「現金」を「財産」に含めることはできず、それに準じて解すべき理由もない。したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(4) 控訴人は、本件監査請求では実体審理が行われていた旨や本件訴えを不適法とする場合には憲法29条1項との抵触が生ずる旨を指摘するが、これらの点は、上記解釈を左右するに足りない。

3 まとめ

以上によれば、本件訴えは、その余の点について判断するまでもなく、いずれも不適法であると認める。

4 結論

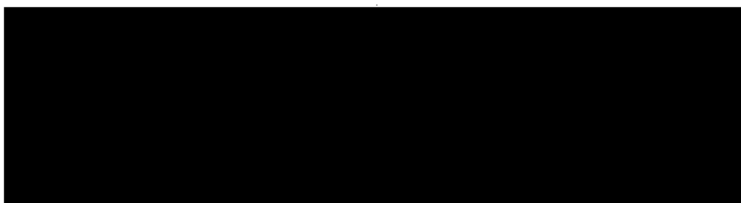
よって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官



これは正本である。

令和7年2月26日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官

